

令和6年第3回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和6年9月25日(水)

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 議員

答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>七 公安問題について (一) 選挙演説中におけるやじへの対応等について 1 違法行為に対する謝罪について いわゆる「やじ排除訴訟」で、最高裁は原告女性に対し道警察が行った行為を違法と認定しました。 被告である知事及び道警察の最高責任者である警察本部長、道警察を指導する公安委員長は、国賠訴訟において道警察の行為が違法と確定したことに對して、謝罪をするべきではないでしょうか。知事、公安委員長及び警察本部長の見解を伺います。 また、知事及び警察本部長は、原告及び弁護団から謝罪と検証を求める要請を受けていると承知しています。どう対応するのか、知事及び警察本部長に伺います。</p> <p>【再質問】 知事、公安委員長及び警察本部長揃って道警察が違法行為を行った事実に対する謝罪がありませんでした。最高裁判決から学ぶべきものは何だとお考えでしょうか。知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。 知事は警察本部長との面談で「適切な職務執行に努めていただきたい」と伝えていますが、道警察の行為の何が違法行為だったのか、なぜ違法行為が起きたのかを明らかにしなければ、適切な職務執行など保障されないのではないのでしょうか。知事として道警察へ違法行為の検証を求めるべきではないのでしょうか。お答えください。</p> <p>【再々質問】 知事は、最高裁判決から何を学んだかすら答えていません。そんな知事が道警察の適正な職務執行とどうして言い切れるのでしょうか。警察が道民の表現の自由を犯す行為は二度とあってはなりません。その認識が知事にはありますか。 その認識すら示せないようでは、知事の言う適正な職務執行など絵に描いた餅となるのではないのでしょうか。併せて伺います。 公安委員長及び警察本部長は、最高裁判決の学びについて警職法の解釈等について裁判所の判断が示されたこと述べましたが、道警察が違法行為を行ったこと自体に対する反省はありますか。 道警察が道民の表現の自由を脅かすという行政機関として前代未聞の事態を起こした組織の責任者として反省する姿勢を明確に示し、二度と同様の事態を引き起こさないとする決意を表明するべきと考えますが、いかがでしょうか。警察本部長に伺います。</p>	<p>(知事) このたびの道警察に係る訴訟についてであります。本件については、国家賠償法上、訴訟の当事者が北海道となることから、必要な手続きを進めてきたものであり、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、一貫して、方針を判断し、対応してきたものであります。 私からも、道警察において、適切な職務執行に努めていただくようお願いしており、今後とも、適切な対応に努めていただきたいと考えております。</p> <p>(知事) このたびの道警察に係る訴訟についてであります。本件については、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、一貫して、方針を判断し、対応してきたものであります。 また、道警察としては、このたびの司法判断を真摯に受け止め、法令に基づく適正な職務執行に努めていく旨を説明しており、今後とも、道警察において適切な対応に努めていただきたいと考えております。</p> <p>(知事) このたびの道警察に係る訴訟についてであります。本件については、警察官の職務執行を管理し、事実関係を把握している道警察において、対応してきたものであります。 道警察としては、このたびの司法判断を真摯に受け止め、法令に基づく適正な職務執行に努めていく旨、説明をしており、今後とも、道警察において適切な対応に努めていただきたいと考えております。</p>
<p>【特別発言】 やじを飛ばした女性に対する道警察による排除行為が最高裁で違法・違憲と断罪されたことの重大性が、知事、公安委員長及び警察本部長の答弁からは全く伝わりませんでした。</p>	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>それは実力執行機関である警察が、市民を強制力により不当に排除したとして国家賠償訴訟において敗訴したにも関わらず、当事者に対する謝罪すら行わない姿勢に端的に表れています。</p> <p>表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の基本原理です。その重大な権利侵害を道警察が行ったことを真摯に受け止めるなら、被害者への謝罪と違法な職務執行が行われたことの検証は避けられないということを強く申し上げます。</p>	